

代替地登録制度活用のしおり



阿島北地区を城原から眺めた景色

2021年10月

喬木村役場 高速交通対策課 計画調整係

代替地登録制度活用のしおり

目次

	頁
喬木村公共事業用地の取得に伴う 代替地登録制度について	2
代替地を登録したい場合	2
代替地登録情報を見たい場合	
「対象者、方法、見たいもの」	4
「代替地登録カード例」	5
代替地登録情報内にご希望の土地があった場合	
「申出」～「個別交渉」	6
「意思確認」～「契約」～「支払い」	7
「調査・行政上の手続きが必要な場合」	8
代替地の土地利用についての各種法規	
「農振除外・農地転用について」	9
「埋蔵文化財包蔵地について」	10
代替地を提供していただいた方への特例制度	
「三者一括契約」	13

(参考) 様式集



喬木村公共事業用地の取得に伴う代替地登録制度について

喬木村では、リニア中央新幹線関連事業などの公共事業により土地を提供いただく方々の代替地要望にお応えするために、代替地候補として土地の情報を登録していただく「代替地登録制度」を実施しています。

代替地を登録したい場合

代替地として土地を「売却」または「貸付」しても良いという方は、情報の登録をお願いいたします。

(1) 登録申込ができる方

代替地として登録申請できる方は、次のいずれかに該当する方になります。なお、暴力団員、暴力団関係者の申請はできません。

- 申請土地の登記名義人
- 登記名義人から委任を受けた方（委任状が必要になります）

(2) 登録申込ができる土地

登録することができる土地は、次のすべてに該当する必要があります。

- ① 登記名義人が複数いる場合、すべての登記名義人の同意を得ていること。
（委任状が必要になります。）
- ② 登記名義人または代理人が暴力団員または暴力団関係者ではないこと。
- ③-ア 1区画の面積が100平方メートル以上であり、公道に接していること。
- ③-イ 現在更地であるまたは代替地として引渡す若しくは貸付けるまでに更地とすることができること。
- ④ 土地の境界や所有権等の権利について、争いのない土地であること。
- ⑤ 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、公的な地役権及び地上権は、この限りではありません。
- ⑥ 現在どなたかに貸付けている土地でないこと、または、代替地として引渡す若しくは貸付けるまでに現在行っている貸付けを解除することができる土地であること。

(3) 申込方法

代替地を登録される方は、代替地登録申請書(様式第1号)を高速交通対策課までご提出ください。

申請には、以下の書類の添付が必要になります。

- 申請土地の位置がわかる地図
- 本人確認ができるもの（運転免許証等写し）
- 委任状 ※登記名義人と申請者が異なる場合のみ

※「代替地登録申請書」は、高速交通対策課窓口でお受け取りいただくか、または村ホームページよりダウンロードできます。

(入手先：村ホームページ→リニア中央新幹線（ページ下部のバナー）

→代替地登録制度→喬木村の代替地登録制度・申請状況について)

(4) 注意事項等

- 申請された土地については、内容を審査し代替地登録の適否を申込みのあった日から30日以内に判断します。
- 登録された土地のすべてが代替地として売買されるわけではありません。
- 土地の維持管理は、所有者が行ってください。
- 売渡希望価格で売買されるわけではありません。
- 売買に関する価格は適正価格となります。
- 登録後の取下げまたは変更、個人での売買は可能です。
その場合、「代替地登録取下げ（変更）届出書(様式第2号)」をご提出ください。
- 登録後に所有権が変更した場合は、その段階で登録は取り消されます。
- 登録の存続期間は、令和8年3月31日までとします。
- 登録された土地情報等については厳重に管理し、代替地登録制度以外の用途に情報が使用されることはありません。
- 登録された土地情報等については、村で代替地登録カード（P5）として整備します。

代替地登録情報を閲覧したい場合

村では、リニア中央新幹線関連事業における用地提供者を対象として、代替地登録情報の閲覧を下記の要領で実施しています。

(1) 閲覧できる方

リニア事業用地に土地建物をお持ちの方（令和2年度から村外の方も対象）

※閲覧を希望される場合は、高速交通対策課計画調整係（0265-33-5140（直通））まで、あらかじめご連絡ください。

※村外の方につきましては、閲覧等を希望される方がリニア事業用地対象者であるか、事前にお住まいの市町村に問い合わせをする必要がありますので、余裕をもってご連絡ください。

(2) 閲覧方法

- 代替地登録された各土地の情報について、高速交通対策課窓口にて閲覧に供します。
- ご本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）をご持参のうえ、「閲覧受付書（様式第3号）」をご提出ください。

※「閲覧受付書」は、役場高速交通対策課窓口でお受け取りいただくか、または村ホームページよりダウンロードできます。

（入手先：村ホームページ→リニア中央新幹線（ページ下部のバナー）

→代替地登録制度→喬木村の代替地登録制度・申請状況について）

(3) 閲覧できるもの

- 「代替地登録カード」…提供者、土地所在、地番、現況地目、面積（㎡）、抵当権、物件の有無、売渡・貸付、希望価格（円）、農振地域内外、宅建業者契約有無、その他条件等 を記載
現況写真
- 「位置図」…登録された代替地の位置を示した図面

※代替地の詳しい場所が分からない等の場合には、現地までご案内いたします。

(4)代替地登録カード例

裏面「現況写真」→

現況写真

参 考

撮影日	
所有者	
住所	
【提供土地】	
所在地	
登記地目	
登記面積	

代替地登録カード

参 考

■登録者

登録番号		登録日	
提供者		連絡先	
住所			

■土地情報

土地所在		地番	
地目		面積 (㎡)	
抵当権等		物件の有無	
売渡・貸付		希望価格(円)	
農業振興地域		宅建業者契約	
提供可能時期			
その他条件等			

■取得希望者

氏名		住所	
----	--	----	--



←表面「登録者情報」
「土地情報」等

代替地登録情報内にご希望の土地があった場合

【STEP1】

代替地取得したい旨、高速交通対策課へお申し出ください。



窓口にて「代替地登録地取得申請書」をお渡しします。お渡しの上、所定欄に記入の上、郵送もしくは窓口までご提出ください。

※申請書は閲覧で来庁された際にお渡しいたします

【STEP2】

代替地提供者との個別交渉を行います。

取得希望者と代替地提供者の組み合わせが決まりましたら、両者あてにご連絡いたします。

その後、必要に応じて、高速交通対策課職員を交え、取得希望者と代替地提供者との間で交渉を行います。

なお、物件が競合し、度重なる交渉によっても決定しない場合には、くじ引き等の抽選を行う可能性もありますので、あらかじめご承知おきください。



【STEP3】

両者合意後、県を交え、意思確認・契約の締結を行います。



取得希望者と代替地提供者の交渉の結果、合意に至りましたら、意思確認のための申出書の提出及び売買契約を締結します。

なお、代替地の売買価格は、基本的には両者の意思を尊重した価格で行うこととなります。

もし両者間での交渉で決まらない場合は、不動産鑑定評価書による評価額、近傍類地の取引価格、国土利用計画法を順守した価格等を考慮したものを参考としていただくことも可能です。

意思確認・契約締結につきましては、別途、日程調整をいたします。

《代替地取得後の造成等の計画について》

造成、基本設計、上下水道その他の公共施設の整備計画等について、必要に応じて協議させていただきますので、高速交通対策課までご相談ください。

《代替地提供者への税の特例措置について》

代替地提供者の土地代金については、税の特例措置があります。詳しくは、11ページ「税負担の軽減措置について」をご確認ください。

【STEP4】

所有権移転登記完了後、補償金をお支払いします。

【STEP5】

調査・行政上の手続きが必要となった場合



農地法上の申請や埋蔵文化財包蔵地での調査等、行政上の手続きが必要となった場合は別途協議させていただきます。

なお、必要な手続きについては各担当を通じてご説明いたします。

農業振興地域の除外、農地転用等 農地法に関するもの

田や畑などの農地は、多くの場合、法律（農地法）で農地以外の用途に利用することが制限されています。農地を農地以外の用途に利用する場合（農地に住宅や工場等を建築したり、駐車場や資材置き場として利用しようとしたりする場合など）、その農地の存在する地区によって、農振除外や農地転用の手続きが必要となります。

また、申請したからといって、必ず農振除外・農地転用できるとは限りません。併せて、農地転用の許可が出るまでは事業には着手できませんのでご了承ください。

詳しくは、7ページをご確認ください。

埋蔵文化財包蔵地内での宅地造成について

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財（古墳や土器、石器など）のことで、これらが埋まっている土地を「埋蔵文化財包蔵地」といいます。埋蔵文化財包蔵地の範囲内において、宅地造成等開発行為を行う場合は、法律（文化財保護法）の規定により喬木村教育委員会へ届出書の提出が必要になります。

詳しくは、8ページをご確認ください。

代替地の土地利用について申請・届出を要する法規

農業振興地域の除外について

「農業振興地域」は、総合的に農業振興を図るべき土地として、法律でその利用が制限されています。農業振興地域の土地を農地以外の用途として利用したい場合は、その区域から農振除外をした上で、農地転用の許可を受ける必要があります、まず当該代替地が農業振興地区域内の農地なのか確認する必要があります。

参考：喬木村の場合 農振協議会は年2回（6月・12月）行われ、許可までに概ね6ヶ月程度かかります。

農地転用（農地法第4条・第5条）について

農地を農地以外のもの（駐車場・資材置き場・山林・宅地・道路など）に転用する時は、農業委員会事務局に届出をする必要があります。

【農地法第4条】

農地の所有者がその農地を農地以外の使用目的に転用する場合

【農地法第5条】

農地を農地以外にするための所有権移転、賃貸借権の設定をする場合

※農地を農地のまま（＝転用せずに）名義変更するには、原則として農地法第3条の許可が必要となります。

※許可を受けないで農地の転用をした場合や、事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、工事の中止、原状回復などの必要な措置を命ぜられることがありますのでご注意ください。

参考：喬木村の場合 農業委員会は毎月下旬に開催され、農地転用許可までに概ね1～2ヶ月程度かかります。

埋蔵文化財包蔵地内での宅地造成について

上記については、文化財保護法の届出書の提出および事前協議を喬木村教育委員会にて行う必要があります。手続きの流れや調査の概要については、以下のとおりです。

文化財保護の手続きの流れ

- ① 工事予定箇所が埋蔵文化財包蔵地の範囲内かどうかの確認を、喬木村教育委員会で行います。なお、規制の強さは村内全てのエリアで同じであり、差異はありません。
遺跡がないことが明らかであれば工事着手となり、もし遺跡が存在する可能性があれば文化財保護担当者と協議をする必要があります。
- ② 工事の範囲や位置、工法等について喬木村教育委員会と調整・協議を行います。
- ③ 所定の様式（※文化財保護法第93条1項等で義務付けのもの）により、工事着手予定の60日前までに届出を行います。
- ④ 県教育委員会からの指示を受け、発掘調査・工事立会等を喬木村教育委員会が行います。

試掘調査・発掘調査とは

試掘調査とは、発掘調査の前段階で行われる試し掘り調査を指し、工事予定地内の土地の一部を試し掘りし、遺跡の深さ・種類・時代などを確認します。その結果に基づき、発掘調査が必要かどうかを判断、調査に係る費用を試算します。なお、試掘調査で遺跡が確認されなかった場合には、発掘調査は行いません。

また、試掘調査は通常1週間程度で結果が出ますが、発掘調査については、遺跡の深さ・種類等により期間が異なってきますので、期間を一概にお示しすることができません。ご了承ください。

埋蔵文化財包蔵地 確認手続きフロー図

① 遺跡の確認

工事予定箇所に遺跡があるか否か確認してください。

＜確認方法＞

- ① 喬木村教育委員会に来庁し確認
- ② 村ホームページで確認する。
※「喬木村 埋蔵文化財包蔵地」で検索

遺跡がある

近くに遺跡がある

② 調整・協議

工事の範囲や位置、工法等について、
喬木村教育委員会と協議する。
※工事が遺跡に及ぼす影響の度合いや工事内容により、
遺跡の保護措置が変わります。

届出が必要

③ 届出

工事着手予定の60日前までに「民間事業者が埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施する場合の届出書」を、
喬木村教育委員会に提出する。

④ 保護措置についての指示

県教育委員会から、保護措置の指示を受ける。

【例】発掘調査、工事立会、慎重工事、その他の指示

※発掘調査の指示がある場合は、工事着手前に⑤を行う必要があります。

遺跡がない

届出が不要

⑤ 発掘（試掘）調査

⑥ 工事着工
※工事中に予期せぬ発見があった場合は改めて協議が必要です。

喬木村埋蔵文化財包蔵地

【埋蔵文化財包蔵地箇所】

原本は喬木村教育委員会にあります。
場所の詳細については、担当者にお問い合わせ
いただきますようお願いいたします。



代替地を提供していただいた方への特例制度

税負担の軽減措置について

公共事業の施行のための用地買収または代替地の譲渡に伴う所得税または法人税については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）上、特例措置が設けられています。

■三者一括契約（代替地を譲渡した場合の1,500万円の特例） ※租特法第34条の2、65の4

代替地提供者・取得希望者（事業用地提供者）・事業者（JR東海）の三者による一括契約をすることにより、代替地提供者は最大1,500万円の特別控除が受けられます。

【以下の点にご注意ください！】

- この特別控除は、三者で一括契約した場合のみの適用です。
- この特別控除を受けるためには、事前に税務署に対し、「土地の地番」「面積」「売買代金」等について協議する必要があります（事前協議）。
したがって、協議前に仮契約、手付金の支払い、または農地法の手続き等をされますと、特別控除が適用されません。
- 代替地が「棚卸資産その他これに準ずる資産」に該当する場合には適用されません。
- 1,500万円は上限額で、事業用地代金がそれを下回る場合は事業用地代金の範囲内でのみ特例の適用があります。

三者一括契約手続きの詳細につきましては、県の担当者より個別にご説明させていただきますので、あらかじめお申し出ください。控除を希望される場合は、県の担当者にご相談の上、適用の有無を事前にご確認ください。

様式集

様式第1号 (第5条関係)

代替地登録申請書 (記入例)			
年 月 日 喬木村長 市瀬 直史 様			
登記名義人 住 所 <u>喬木村 6 6 6 4 番地</u> (代 理 人)			
氏 名 <u>喬木 太郎</u>		<input checked="" type="checkbox"/> 喬木	
電 話 <u>0265 - 33 - 2001</u>			
代替地登録として申込みするにあたり、次の事柄に同意します。			
1. 当該土地に物件等がある場合は、私の責任において処理すること。 2. この申込みに係る私の個人情報について、事業用地提供者等が登録土地の取得を希望するときは、当該事業用地提供者等又はその代理人に対し提供すること。 3. この申込みにより登録される情報は、喬木村公共事業用地の取得に伴う代替地登録制度実施要綱第 11 条の規定による閲覧又は第 13 条の規定による提供によってのみ提供されること。 4. この申込みに係る登記名義人又は代理人は、暴力団員又は暴力団関係者ではないことを表明・確約すること。 5. 申込みする土地について、境界、所有権等に争いが無いことを表明・確約すること。			
土地の所在	喬木村 小川		
地 番	6 6 6 4 番地	合 計	
地 目	宅地	/	
面 積	1,000 m ²	1,000 m ²	
抵 当 権 等	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 種類 ()		
※売渡・貸付希望価格	<input checked="" type="checkbox"/> 売渡・貸付	10,000,000 円・円/月 単価 10,000 円/m ²	
物件の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (所有者: 喬木 太郎) 無	宅建業者との契約の有無	有(業者名:) <input checked="" type="checkbox"/> 無
分割売渡し	<input checked="" type="checkbox"/> 可 (最低分割面積 100 m ²) ・ 不可		
提供可能時期	平成 2 9 年 4 月 1 日 から		
その他条件			
添 付 書 類	・所在地図 (登録希望地の位置が確認できるもの)		
備 考			

※ 代理人の場合は、登記名義人の委任状を添付すること。

※ 売渡・貸付価格は、希望がある場合のみ記入すること。

代替地登録取下げ（変更）届出書（記入例）

年 月 日

喬木村長 市瀬 直史 様

登記名義人 住 所 喬木村6664番地
(代 理 人)

氏 名 喬木 太郎 喬木

電 話 0265 - 33 - 2001

次のとおり、登録を 取り下げたい 変更したい ので届け出ます。

登 録 番 号	1		
土 地 の 所 在	喬木村 小川		
地 番	6664 番地		
取 下 げ (変 更) 理 由	上記地番へ建物を建てることになったため		

※ 代理人の場合は、登記名義人の委任状を添付すること。

閲覧受付書 (記入例)

申請日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 : 齋木 太郎 齋木 ㊟

住所 : 齋木村6664番地

連絡先 : 0265 - 33 - 2001

●代替地希望地 (閲覧を希望する地区にチェックをご記入ください。)

地区

阿島 (北・町・南・寺の前・郭・帰牛原)

小川 (馬場・両平・田上川・上平)

伊久間 富田 大和知 氏乗

大島 加々須

※太枠内をご記入ください。

カード登録番号 : _____

対象事業 : _____

取得希望者名 : _____

地目 : _____


備考 :

.....

様式：参考資料

委任状（記入例）

（代理人）住所：喬木村6664番地

氏名：喬木 太郎  印

委任者との関係（息子）

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

（委任事項）

私が所有する土地を代替地として登録すること について

平成 30 年 5 月 30 日

（委任者）住所：喬木村6664番地

氏名：喬木 花子  印

電話番号：0265 - 33 - 2001

喬木村長 市瀬 直史 殿

喬木村公共事業用地の取得に伴う代替地登録制度実施要綱

平成28年2月1日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自ら所有する喬木村の区域に所在する土地を、公共の利益となる事業の用に供する土地（以下「事業用地」という。）として当該事業を施行する国、地方公共団体等に譲渡する者（以下「事業用地提供者」という。）又は事業用地を借り受けている者（以下「事業用地借地者」という。）に対し、喬木村において事業用地の代替地に関する情報を提供できる体制を整えることにより、公共事業の円滑な施行の推進を図るため、事業用地の代替地の登録制度を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(代替地の登録)

第2条 村長は、喬木村の区域に所在する土地であって、その所有者が当該土地を事業用地の代替地として譲渡し、又は貸し付けること及び当該土地に係る情報を事業用地提供者又は事業用地借地者（以下これらを総称して「事業用地提供者等」という。）に提供することを希望する旨の申込みがあったものについて、この要綱に定めるところにより登録を行い、当該登録がされた土地に関する情報を閲覧等の方法により事業用地提供者等に提供する。

(登録の申込みができる者)

第3条 前項の規定による登録（以下「登録」という。）の申込みを行うことができる者は、次のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 登録の申込みをしようとする土地（以下「申込土地」という。）の登記名義人
- (2) 前号の登記名義人から登録の申込みについて委任を受けた者

(登録の対象とする土地)

第4条 登録の対象とすることができる土地は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登記名義人が複数存する場合に、登録の申込みを行うことについて全ての登記名義人が同意していること。
- (2) 前条各号に掲げる者が、喬木村暴力団排除条例（平成23年喬木村条例第11号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 次のいずれにも該当すること。ただし、村長が代替地として適当であると特に認める場合は、この限りでない。
 - ア 1区画の面積が100平方メートル以上であり、かつ、公道に接していること。
 - イ 現に更地であること又は代替地の譲渡若しくは貸付けまでに更地となることが確実であると見込まれること。
- (4) 土地の境界、土地に係る所有権その他の権原について争いがないこと。
- (5) 次に掲げる権利を除き、物権が設定されていないこと。

ア 所有権

イ 国又は地方公共団体その他村長がこれらに準ずるものとして認める者が設定する地役権又は地上権

(6) 現に第三者に貸し付けられている土地でないこと、又は代替地の譲渡若しくは貸付けまでに現に行っている貸付けを解除することが確実であると見込まれる土地であること。

(登録の申込み)

第5条 登録を希望する者は、次に掲げる事項を記載した書面を村長に提出して申し込むものとする。

(1) 登録の申込みを行う者（以下「申込者」という。）の住所、氏名、連絡先の電話番号及び押印

(2) この要綱の規定に基づき登録を申し込む旨

(3) 申込土地に係る次のアからキまでに掲げる事項

ア 所在、地番、地目及び面積

イ 設定されている担保物権、地上権その他の権原の有無及び当該権原がある場合はその種類

ウ 譲渡又は貸付けの対価として希望する額

エ 附属する物件の有無及び当該物件がある場合はその種類

オ 譲渡を希望する土地にあっては、分割して譲渡することができるか否かの別及びその譲渡ができる場合は分割できる最小の面積

カ 譲渡又は貸付けが可能となる時期

キ アからカまでに掲げるもののほか、譲渡又は貸付けに際し必要な条件その他村長が必要と認める事項

(4) 第7条第1項に規定する代替地登録カードに記載されることとなる情報を村長に提供することについて、第11条の規定による閲覧又は第13条の規定による提供を除き、村長により公にしないことを条件として承諾する旨

(5) 次のアからウまでに掲げる事項について誓約する旨

ア 前条第2号に該当すること。

イ 前条第4号に該当すること。

ウ 申込土地に附属する物件がある場合（前条第3号ただし書に該当する場合を除く。）は、申込者の責任において譲渡又は貸付けの時期までに処分すること。

(6) 事業用地提供者等が申込土地の譲渡又は貸付けを希望する場合は、申込者の氏名及び連絡先並びに第7条第1項各号に掲げる情報を当該事業用地提供者等に提供することに同意する旨

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 申込土地の所在地が確認できる地図

(2) 申込者が第3条第2号に規定する者である場合にあつては、同号の規定による委任を受けたことを証する書面

(3) 前条第1号に該当する場合にあつては、同号に規定する全ての登記名義人から申込者が登録の申込みについて委任を受けた旨を証する書面

(4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

3 村長は、登録の申込みに形式上の不備があると認めるときは、申込者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、村長は、申込者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(申込みの可否の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、当該申込みを承諾するか否かを決定する。

2 前項の規定による決定に要する期間（以下この項において単に「期間」という。）は、登録の申込みがあつた日から起算して30日を経過する日までとする。ただし、前条第3項の規定により村長が補正を求めた場合における、申込者が補正に要した日数は、期間の日数に算入しない。

3 村長は、第1項の規定による決定をしたときは、速やかに、その結果（登録の申込みを承諾する旨の決定をした場合は、その結果及び登録案件ごとに付した番号）を書面により申込者（申込者が第3条第2号に掲げる者である場合にあつては、申込者及び申込土地の登記名義人）に通知するものとする。

(代替地の登録内容)

第7条 村長は、前条第1項の規定により申込みを承諾する旨の決定をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面（以下「代替地登録カード」という。）を作成するものとする。

(1) 第5条第1項第3号アから同号キまでに掲げる事項のうち必要と認める事項

(2) 申込土地の形状その他の条件、申込土地の利用に関する法令等に基づく制限その他事業用地提供者等が代替地の選定を行うに当たり村長が必要と認める事項

2 登録は、代替地登録カードが作成されたことをもって行われたものとする。

3 登録の存続期間は、10年とする。

4 登録は、申込土地が事業用地の代替地となることを確約するものではない。

(登録事項の変更)

第8条 申込者は、第5条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項各号に掲げる書類の内容（以下「申込事項」と総称する。）に変更が生じた場合は、直ちに次に掲げる事項を記載した書面を村長に提出することにより申出を行い、かつ、村長の承諾を得るものとする。

(1) 申込者の住所、氏名、連絡先の電話番号及び押印

(2) この要綱の規定に基づき申込事項の変更の申出を行う旨

- (3) 第6条第3項に規定する番号
- (4) 土地の所在及び地番
- (5) 申込事項の変更の内容及び理由

2 前項の書面には、第5条第2項各号に掲げる書類のうち、前項第5号の変更に係るものを添付するものとする。

3 第3条の規定は、第1項の規定による申出について準用する。この場合において、第3条中「申込みを行う」とあるのは「申込みに係る第8条第1項の規定による申込事項の変更（以下本条において「申込事項の変更」という。）を行う」と、「登録の申込み」とあるのは「申込事項の変更」と、「申込土地」とあるのは「登録土地」と読み替えるものとする。

（登録の取下げ）

第9条 申込者は、登録を取り下げることとした場合は、直ちに次に掲げる事項を記載した書面を村長に提出することにより届け出るものとする。

- (1) 申込者の住所、氏名、連絡先の電話番号及び押印
- (2) この要綱の規定に基づき登録を取り下げる旨
- (3) 第6条第3項に規定する番号
- (4) 土地の所在及び地番
- (5) 登録を取り下げる理由

2 第3条の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第3条中「申込み」とあるのは「取下げ」と、「申込土地」とあるのは「登録土地」と読み替えるものとする。

（登録の取消し）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の存続期間を経過したとき。
- (2) 申込事項に虚偽があったときその他不正な手段により登録を受けたと村長が認めるとき。
- (3) 申込事項に変更が生じた場合であって、次のア又はイのいずれかに該当するとき。
 - ア 申込者が第8条第1項の規定による承諾を得ず、申込事項を変更したとき。
 - イ 申込事項の変更により、登録を継続することが適当でなくなったと村長が認めるとき。
- (4) 登録が取り下げられることとなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが著しく不適當であると村長が認めるとき。

2 村長は、前項の規定による取消しを行った場合は、その旨を書面により申込者に通知するものとする。

（登録された代替地に関する情報の閲覧）

第 11 条 村長は、代替地登録カードに記載された情報のうち適当と認める情報について、その内容を記載した書面を作成し、村長が定める時期以後において、事業用地提供者等又はその代理人（事業用地提供者等の委任による代理人をいう。以下同じ。）の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）を希望する者は、次に掲げる事項を記載した書面（代理人にあっては、当該書面及び代理人であることを証する書面）を村長に提出するものとする。

(1) 閲覧をする日

(2) 閲覧をする者の氏名、住所及び連絡先の電話番号

(3) 代替地を希望する地区

3 閲覧を行う場所は、村長が定める。

4 閲覧を行う日及び時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定するところによる。

(1) 閲覧を行う日 喬木村の休日を定める条例（平成元年喬木村条例第 22 号）第 1 条第 1 項に規定する日以外の日

(2) 閲覧を行う時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 村長は、閲覧を行う者が職員の指示に従わないときその他閲覧を行わせることが適当でないと認めるときは、閲覧を中止し、又は閲覧を制限することができる。

(閲覧に供する書面の写しの交付)

第 12 条 閲覧を行う者は、前条の規定により閲覧した書面について、写しの交付を受けることができる。

2 前項の規定による写しの交付（以下「写しの交付」という。）を受ける者は、写しの交付を受ける前に、当該写しの交付について村長が直接要した実費に相当する費用を、村長に対して納入するものとする。

(登録された代替地に関する情報の提供)

第 13 条 村長は、公共事業の円滑な施行の推進に資するものとして特に必要と認める場合は、閲覧に供する情報を、事業用地提供者等に対し提供することができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、村長が別に定める。

この要綱は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

平成 28 年 2 月 1 日から適用する。

MEMO



<お問い合わせ>
喬木村役場 高速交通対策課 計画調整係
電話：0265-33-5140（直通）
FAX：0265-33-4511
E-mail：keikaku@vill.takagi.nagano.jp

